



横手市 社協 だより

№.3 2006.6.1

編集：横手市社会福祉協議会

☎ 013-0022 横手市四日町3番23号

☎ 0182-36-5377 FAX 0182-36-5388

✉ shakyou5@agate.plala.or.jp

● もくじ

社協の財源について……………	2
社協会費のお願い・福祉協力員制度……………	3
相談事業と各福祉センターの場所……………	4-5
各地区の話題……………	6
ボランティア活動・行事のお知らせ……………	7
事業運営課より入浴事業所について……………	8

はじめまして。盲導犬キャンディー

盲導犬ユーザー北嶋さんの今までのパートナー犬は「エバー」。12才を迎え、引退することになりました。替わりにパートナーとして迎えられたのが「キャンディー」です。みなさんよろしくお願いします。



ユーザーの北嶋さんに聞きました。

——キャンディーのプロフィールを教えてください。

北嶋さん 平成15年10月生まれのラブラドル、女の子です。

——キャンディーの性格は？

北嶋さん 警戒心が強く、小心者です。前のエバーが物事に動じないタイプだったので余計にそう感じるのかもしれない。

——市民の皆さんにお願いは？

北嶋さん 盲導犬は、ハーネス（胴輪）をつけているときに仕事なので、触ったり食べ物を与えたりしないようお願いします。健康のためフードは決められていますし、仕事に集中出来なくなってしまうからです。

でも、4月に横手に来たばかりで、まだ道に迷ったりすることがありますので、私（北嶋）には気軽に声を掛けてほしいと思います。

▲キャンディーはちょっと臆病で怖がりのところがあるようです。街で見かけて、困っているようだったら、北嶋さんに声を掛けてあげてください。

▶引退したエバー。現在は北海道の老犬ホームで仲間と暮らしています。



～誰もが安心していきいきと暮らせるまちづくりを目指して～

何とぞ、「社協」活動の趣旨にご賛同いただき、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

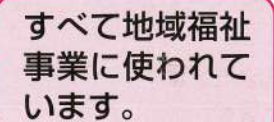
特別会費 年額一口 **2,000円**
(対象企業や団体)

「住みよいまち」というのはまさに自分が住んでいる地域そのもののことです。

身近な人間関係をつなぐことが暮らしやすさにつながるのだと思います。高齢者や一人暮らしの方に限らず、「遠くの親戚より近くの他人」、温かい声掛けからはじめてみませんか。

③ 横手市社協だより

③-3 寄付金 0.78%
福祉事業のためにといただく
善意の寄付や香典返しです。



9割が介護保険事業従事、残りの1割が事務職員です）

平成18年度 相談事業のお知らせ（開設場所のご案内）

横手市社会福祉協議会では、困りごとや法律問題などを解決するため に、「心配ごと相談所」と「無料法律相談所」を開設いたします。

心配ごと相談所

市民の皆さまの悩みごとや、心配ごとについてのご相談に応じます。
居住地にかかわらずどのセンターでも相談することができます。
（相談日が祝祭日にあたる日は、休止となります）

無料法律相談所

法律問題について、弁護士が無料で相談に応じます。相談を受けるには、
相談所を開設する各福祉センターへ、3日前まで電話での予約が必要です
（各福祉センターへご予約ください）。居住地にかかわらずどのセンターでも
相談することができます。



【相談場所】 社会福祉協議会内 横手福祉センター
【住 所】 四日町3-23
【電話番号】 33-8668
●心配ごと相談所 毎週木曜日 午前9時30分～正午
●9月までの無料法律相談開設日
6/7(水)、7/5(水)、8/2(水)、9/6(水)



【相談場所】 多目的研修センター内 増田福祉センター
【住 所】 増田町増田字土肥館173
【電話番号】 45-4848
●心配ごと相談所 毎週木曜日 午前9時30分～正午
●9月までの無料法律相談開設日
6/12(月)、8/28(月)



【相談場所】 保健福祉センター内 大森福祉センター
【住 所】 大森町字菅生田245-206
【電話番号】 26-3274
●心配ごと相談所 毎週火曜日 午前9時30分～正午
●9月までの無料法律相談開設日
6/16(金)、8/11(金)



【相談場所】 十文字町幸福会館（※）
【住 所】 十文字町字海道下14-1
【電話番号】 42-3800
※予約は福祉センター 42-5858へ
●心配ごと相談所 毎週金曜日 午前9時30分～正午
●9月までの無料法律相談開設日 7/3(月)、9/4(月)



【相談場所】 平鹿町ゆとり館内 平鹿福祉センター
【住 所】 平鹿町浅舞字蔭沼289番地
【電話番号】 24-3283
●心配ごと相談所 毎週水曜日 午前9時30分～正午
●9月までの無料法律相談開設日
6/5(月)、8/7(月)



【相談場所】 雄物川福祉センター
【住 所】 雄物川町今宿字鳴田150
【電話番号】 56-2072
●心配ごと相談所 毎週月曜日 午前9時30分～正午
●9月までの無料法律相談開設日
7/28(金)、9/22(金)



【相談場所】 ゆうらく館内 山内福祉センター
【住 所】 山内土淵字鶴ヶ池31-3
【電話番号】 53-3009
●心配ごと相談所 毎週火曜日 午前9時30分～正午
●9月までの無料法律相談開設日
6/23(金)、8/25(金)



【相談場所】 大雄福祉センター
【住 所】 大雄字大関310
【電話番号】 52-3311
●心配ごと相談所 毎週金曜日 午前9時30分～正午
●9月までの無料法律相談開設日
7/10(月)、9/11(月)

横手市社協 事業運営課より お知らせ

～社協の指定訪問介護入浴事業所が変わりました～

昨年10月の合併に伴い、よりスムーズに効果的なサービスを提供させていただくための統合です。同じく社会福祉協議会で行なっている、居宅介護支援事業所7箇所・訪問介護事業所8箇所・通所介護事業所5箇所、さらには特別養護老人ホーム平寿苑についても、これまで以上に良いサービスを行なってまいりますので、よろしくお願い致します。

旧事業所（18年3月31日まで）		事 由	新事業所（18年4月1日～）	
事業所名	旧エリア		事業所名	新エリア
横手福祉センター訪問入浴介護事業所	・横手地域	統 合	東部指定訪問入浴介護事業所 【拠点】横手福祉センター TEL：33-8668	・横手地域 ・山内地域 ・他隣接地域
山内福祉センター訪問入浴介護事業所	・山内地域			
平鹿福祉センター訪問入浴介護事業所	・平鹿地域	統 合	南部指定訪問入浴介護事業所 【拠点】平鹿福祉センター TEL：24-3282	・平鹿地域 ・十文字地域 ・増田地域 ・他隣接地域
十文字福祉センター訪問入浴介護事業所	・十文字地域			
雄物川福祉センター訪問入浴介護事業所	・雄物川地域 ・大森地域 ・大雄地域	現 状	西部指定訪問入浴介護事業所 【拠点】雄物川福祉センター TEL：56-2072	・雄物川地域 ・大森地域 ・大雄地域 ・他隣接地域

平成18年度社協受託事業 ～在宅福祉関係～

受託事業の名称	社協で実施するエリアまたは対象	実施時期
1) 精神障害者在宅支援員派遣事業	横手市全域	通 年
2) 世代間交流施設いきいき館管理運営事業	横手市全域	通 年
3) 高齢者生きがい活動支援通所事業	横手・増田・平鹿・雄物川・十文字・山内・大雄地域	通 年
4) 高齢者生活管理指導員派遣事業	横手市全域	通 年
5) 若年身体障害者訪問入浴介護事業	横手市全域	通 年
6) 若年身体障害者通所介護事業	横手市全域（康寿館・雄風荘・十文字・大雄の各デイサービス）	通 年
7) 移送（外出支援）サービス事業	横手市全域（拠点：横手・平鹿・大森の3箇所）	通 年
8) 家族介護者交流事業	横手市全域（対象：家族介護者）	年1回～2回
9) ヘルパー養成講習事業	雄物川地域（対象：高校生）	7月～8月
10) 家族介護者教室	横手市全域（対象：横手市民）3箇所で開催	各1回3箇所
11) 配食サービス事業	増田・雄物川・十文字・山内・大雄地域	地域状況
12) 軽費老人ホームいすみの里		通 年

秋田県横手警察署からのお知らせ

振り込め詐欺に
ご注意ください！

ただより高いものは
ない！

『オレオレ詐欺』は、孫・息子・警察官・弁護士・金融業者・会社の同僚や上司等、様々な身分を名乗り、交通事故・妊娠中絶・わいせつ行為・会社での横領事件等を口実に金銭の振り込みを要求してきます。

電話口で複数の人物が登場させ、あなたの不安な気持ちを煽り、示談で話をまとめようとするので、指示に従わず、数万円から数百万円を指定口座に振り込むよう要求し、さらには振り込んだ後に電話で知らせるよう指示する者もいます。

金銭を要求する電話が掛かってきたときは、

- ① 落ち着いて家族に連絡を取り、事実確認をすること
- ② すぐに振り込まないこと
- ③ 一人で悩まず、警察や相談機関に相談する

等、未然に被害を防止できるよう家族で話し合い、いざという時の連絡手段を日頃から確認しておきましょう。決して他人事ではありません。

街頭や人の集まる場所、もしくは各家庭を訪問して無料の品物を配り、会場に行くよう勧められるのが『催眠商法』の勧誘方法です。会場に行くと「早い者勝ち！」「〇〇使ってみたいと思う人？」と言葉巧みに問い掛け、手を挙げた人に「キャンペーン中で格安」「今がチャンス」と高額な布団や健康食品等売りつけます。

① しつこく勧誘されても相手にしない

- ② 契約書に簡単に署名押印しない
- ③ 曖昧な態度をとらず、はっきりと断ること

商品を買う契約をしてしまった後でも、必要ないと判断した時、クーリング・オフを活用しましょう。クーリング・オフは必ず書面で行い、内容証明郵便で契約から8日以内に発送し、相手業者に契約解除通知をします。詳しくは、最寄りの警察署、もしくは相談機関にお問い合わせください。

編集後記

大好きな人は、つい撫でたり声を掛けたりしたくなるようです。そこをグッとこらえて、キャンディーの仕事ぶりを優しく見守ってあげてほしいと思います。